平成２９年（フ）第８９９９号
東京都大田区蒲田３丁目10―26　ファミール５　101
債務者　横田　　勉
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９００１号
東京都足立区綾瀬６丁目39―６　コーポＴＡＮＡＫＡ５―Ｅ
債務者　生井　　太
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９００７号
東京都板橋区高島平２丁目26―３―836
債務者　淺沼　英子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０１１号
東京都中野区中央２丁目39―26―202
債務者　青木　　香
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０１２号
東京都千代田区九段北１丁目３―12　嘉仲ビル５階、住民票上の住所東京都板橋区赤塚３丁目36―３―101
債務者　穴水忠一郎
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０１３号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦２丁目２―21　メゾンアンⅡ　101
債務者　藏本　星矢
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０１６号
東京都練馬区田柄２丁目38―38―201
債務者　林　　剛
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０１７号
東京都練馬区平和台１丁目25―11―210
債務者　八子　政和
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０２４号
東京都荒川区西尾久５丁目12―11―205
債務者　門脇　豊文
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３０３号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目490番地青梅荘
債務者　佐々木　真
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０１６号
東京都町田市南町田４丁目６番１号ライオンズマンション南町田409
債務者　平野　千明
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３２８号
東京都府中市緑町１丁目25番地の６マメゾン307
債務者　望月　　恵
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６５４号
横浜市戸塚区原宿５丁目22番９―103号
債務者　峯尾さよ子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７０号
神奈川県大和市福田８丁目19番地５　プラザ・ドゥ・パトナ205
債務者　長島　一道
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７７号
神奈川県大和市代官１丁目14番地８　カトル・ヤマジュ202
債務者　志賀　元気
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部